

2008年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針(骨太の方針)2008」では、「地方再生」に向けた改革のポイントとして、①地方が主体的に取り組む事業の立ち上がり段階を国が支援する「地方の元気再生事業」、②中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」の実現方策の二つが掲げられている。

また、同方針では、「地方分権」に向けた改革のポイントとして、地方分権改革推進委員会による勧告を踏まえた「新分権一括法案」と並んで、「道州制ビジョン」策定が挙げられている。ここでは、これらの改革のポイントについて、若干の解説を加える。

●「地方の元気再生事業」

2007年11月に地域活性化統合本部で了承された増田大臣発案の「地方再生戦略」は、「地方都市」、「農産漁村」、「基礎的條件の厳しい集落」のそれぞれについての施策、課題を整理したものである。この戦略の柱となるのが平成20年度から開始される「地方の元気再生事業」である。「地方再生の取組を進める上で鍵となるプロジェクトの立ち上がり段階からソフト分野を中心に集中的に支援を行い、地方の実情に応じた生活の維持や魅力あるまち

づくり、産業の活性化に道筋をつけること」を目的にした事業で、選定された取組は、全額国費による委託調査として実施される。地方公共団体だけでなく、NPO等も応募できる。対象が完全にソフト事業に限定されている点特徴で、従来の地方再生施策とは一線を画している。人材の積極的雇用などの面での有効活用が予想される。

初年度は25億円もの予算が用意されている。5月に締め切られた公募では千件以上の応募があり、百程度が採択される予定である(7月に採択決定)。採択の要件として、一過性の取組に終わらない「持続性」などが挙げられている。数値目標等の効果測定が可能な目標の設定が義務付けられており、立ち上がりといえども、早速の着実な効果が求められる。とはいえ、目の効果のみでない、長期的な視野の中で「効いてくる」、例えば人材「育成」などへの支援も期待したい。

●「定住自立圏構想」

総務省が2008年5月に公表した「定住自立圏構想」は、「もはや、すべての市町村にフルセットの生活機能を整備することは困難である」という認識のもとで、人口5万人程度の中心市と周辺地域で連携・役割分担し一つの

圏域を形成していく構想である。地方へのばらまきではなく、地方の自主的な取組を重点支援する「選択と集中」、中心市に都市機能を集約して、周辺地域と連携・交流する「集約とネットワーク」という考え方を基本としている。2008年7月には、この構想の推進のために省庁横断組織である地域力創造本部が設置され、早速、先行的実施団体の募集を開始している。「周辺地域への目配り」「圏域全体のマネジメント」の役割が求められる中心市自体も活性化の課題を抱えている現状では、協定のメリットを分かち合ための地域独自のアイデアが必須であろう。

●「道州制ビジョン」

増田総務大臣は究極の地方活性化は地方分権であるとしている。その地方分権の最終地点に道州制がある。道州制担当大臣(総務大臣兼務)が設置した道州制ビジョン懇談会が2008年3月に発表した中間報告で、地域主権型道州制が提唱された。道州間善政競争の促進、国際競争力の強化、住民本位の地域づくりのための地方政府の確立、地域ニーズに柔軟に対応した効率的・効果的な行政と責任ある財政運営、国家的リスクの分散といった理念が提示され、各省や都道府県の組織の

継承による古いしがらみを避け、新設で理想的な設計を行うとされた。しかし増田総務大臣は、岩手県知事時代に、青森県、秋田県と北東北3県共同での観光政策、産業廃棄物条例制定、人事交流などを試みた経験から、「確かに理念の議論とか、区割りの場合もいろいろ科学的に分析したり、歴史をひもといたりしてやる必要があるかもしれないが、やはりお互いの職員や県民が、事業を通じてあの県と一緒にこういふことをやってこれだけ成果が出たということを実感して、それを積み重ねないといふことを実感して、それから「都市問題」、(2007年3月)現場からの議論が大切であろう。

定住自立圏のイメージ

